

## 葛巻町中小企業振興資金融資制度概要

## 1 目的

町が指定する金融機関に融資枠を設定し、町内の中小企業者に対して事業資金の融資を岩手県信用保証協会の保証を付して行うことにより、中小企業の振興に資することを目的とする。

## 2 融資制度

## (1) 金融機関

町が指定する金融機関と契約締結のうえ預託金を拠出し、金融機関は預託額の10倍の融資枠を設ける。

- ① 岩手銀行葛巻支店 預託金：650万円/年 融資枠：6,500万円/年
- ② 盛岡信用金庫葛巻支店 預託金：350万円/年 融資枠：3,500万円/年

## (2) 融資額及び融資期間

1 中小企業者に対する融資限度額及び融資期間は次のとおり。

- ① 運転資金 1,000万円／5年以内
- ② 設備資金 1,000万円／7年以内
- ③ ①②併用 1,000万円／7年以内

## 3 利子補給

## (1) 利子補給率

金融機関の貸付利子の年1.5%を町が補給する。

## (2) 支払い

町が金融機関と契約し、金融機関からの請求により年2回(10、4月)に分けて支払う。

## 4 信用保証料補給

## (1) 保証料補給率

- ① 岩手県信用保証協会の保証に係る保証料を町が全額補給する。
- ② 保証料率は融資を受ける中小企業の経営状況等により、以下のカテゴリから保証協会が決定する。

(単位：%)

カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.70	1.55	1.35	1.20	1.05	0.90	0.80	0.60	0.45

## (2) 支払い

町が岩手県信用保証協会と契約し、保証協会からの請求により原則毎月支払う。